

記 録

令 和 7 年 2 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和7年2月26日（水）

記 録

令和7年2月農業委員会定例総会議事録

令和7年2月農業委員会定例総会を令和7年2月26日（水）午後3時00分から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（12名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	7番	海野善文
8番	鈴野浅夫	9番	治田健
10番	松木親則	11番	山本恵子
12番	黒木耕作	13番	池田慶子

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
18番	菊田泰徳	19番	佐藤力
20番	田代百合子	21番	河野美紀
22番	黒木博	23番	海野茂実
24番	伊東松実	25番	溝口一文
26番	黒木藤市	27番	黒木敬治
28番	黒木豊喜	29番	山口佐知男
30番	児玉克朗		

欠席委員（2名）

6番	山本孝志	14番	新名浩
----	------	-----	-----

事務局出席者

事務局 長	北住英介	事務局 長 補 佐	柏田高宏
主 事	赤木なな実		

農業畜産課

課 長 補 佐 濱地貴志

## 記 録

日程第1 議事録署名者の指名

7番 海野善文

8番 鈴野浅夫

日程第2

議案第 5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第 6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第 7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

議案第 8号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第 9号 非農地証明願いについて

議案第10号 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）（案）に係る意見聴取について

報告第 5号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 8号 農地改良届について

報告第 9号 取消願について

報告第10号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

## 記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

7 番

8 番

記 録

議事録

開 会 午後 15 時 00 分

議長 ただ今から、令和 7 年日向市農業委員会 2 月定例総会を開会します。  
日程第 1 議事録署名委員については、7 番海野善文委員、8 番鈴野浅夫委員  
を指名します。よろしくをお願いします。  
次に、日程第 2 議案審議に入ります。議案第 5 号農地法第 3 条第 1 項の規定  
による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 5、土地の所在地は平岩、田が 3 筆で 9 8 6 m<sup>2</sup>です。譲受理由は規  
模拡大、譲渡理由は相手方の要望による売買での所有権移転です。所有権移転  
後は米を作付されると伺っています。  
受付番号 6、土地の所在地は財光寺、畑が 1 筆で 2 9 7 m<sup>2</sup>です。譲受理由は  
規模拡大、譲渡理由は相手方の要望による売買での所有権移転です。所有権移  
転後は野菜を作付されると伺っています。  
受付番号 7、土地の所在地は財光寺、田が 9 筆で 3, 9 9 5 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆で  
2, 0 7 6 m<sup>2</sup>です。譲渡理由、譲受理由ともに贈与による所有権移転で、所有  
権移転後は野菜と米を作付されると伺っています。  
受付番号 8、土地の所在地は財光寺、畑が 3 筆で 4 4 8 m<sup>2</sup>です。譲受理由、  
譲渡理由ともに贈与による所有権移転で、所有権移転後は野菜を作付されると  
伺っています。全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2  
項の各号には該当いたしません。  
以上 4 件皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号 5 担当の 3 0 番委員から補足があれば説明をお願いします。

3 0 番委員 3 0 番委員です。問題ありません。

議長 番号 6、7 担当の 2 6 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 6 番委員 2 6 番委員です。問題ありません。

議長 番号 8 担当の 1 6 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 6 番委員 1 6 番委員です。問題ありません。

議長 事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意  
見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手を  
お願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 5 号については許可する  
ことに決定します。次に、議案第 6 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申  
請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 3、土地の所在地は塩見、畑が 1 筆で 1 3 5 m<sup>2</sup>です。転用目的は自  
宅の進入路及び庭の一部です。議案書に追認とありますとおり既に転用済みで  
す。申請人にお話を伺ったところ、農地法の申請が必要なことを知らずに、5  
年ほど前に進入路として転用してしまったということで、始末書も提出されて  
います。周囲に転用により影響を与える農地はありません。また、既に転用さ

記 録

れているため新たな資金も必要ないことから一般基準を満たしており、第1種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替地もないことから、立地基準も満たしていると考えられます。

以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号3担当の28番委員から補足があれば説明をお願いします。

28番委員 28番委員です。問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号については承認することに決定します。次に、議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号1、土地の所在地は美々津町、田が8筆で9,742㎡です。賃貸借権による権利設定で、期間は令和7年4月1日から10年間です。  
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 事務局から説明のありました本案件について、質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号については原案のとおり承認することに決定します。次に、議案第8号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号1、土地の所在地は平岩、畑が4筆で11,805㎡です。売買による所有権移転で、所有権移転時期は令和7年3月1日です。所有権移転後は果樹を栽培されると伺っています。  
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号1担当の28番委員から補足があれば説明をお願いします。

28番委員 28番委員です。弟の〇〇さんの土地を買って規模拡大するという電話を頂きました。よって問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第8号については承認する

記 録

ことに決定します。次に、議案第9号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号1、土地の所在地は幸脇、田が1筆で624㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。

受付番号2、土地の所在地は東郷町坪谷、畑が1筆で235㎡です。申請地は宅地となっており、証明内容どおり農地法施行以前から宅地として使用している土地となります。

以上2件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 番号1担当の27番委員から補足があれば説明をお願いします。

27番委員 27番委員です。問題ありません。

議長 次に、番号2担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。

29番委員 29番委員です。証明内容どおりで特に問題ありません。

議長 事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第9号については、証明書を交付することに決定します。ここで一旦休憩します。

事務局長 議案第10号は、農業畜産課の案件となっております。農業畜産課の担当職員の入室をお願いします。

議長 再開します。議案第10号地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）（案）に係る意見聴取についてを議題とします。担当職員から説明をお願いします。

農業畜産課 農業畜産課農業振興係の濱地と申します。よろしくお願いいたします。それでは、地域計画に係る関係者への意見聴取ということで、ご説明申し上げます。12月の総会において本市での本計画の状況についてご説明いたしました。再度本市の状況をおさらいいたします。

本市におきましては、市内を19地区に区分けして目標地図の素案を作成し、各地区において担い手となる認定農業者や農業委員の皆様にお集まりいただき、地域農業の将来の在り方の目標地図の作成に向けた協議を行いました。

協議に必要な目標地図、農地1筆ごとに10年後の耕作者が書かれた地図については、農業委員会事務局において、現況地図を元に農地利用アンケート等を踏まえて目標地図を作成していただいております。

今回は、12月総会で意見聴取した3地区以外の16地区の意見聴取となったことから、目を通していただく資料が多くなったところがございます。今回16地区ということで、地区ごとに説明を行うと時間がかかりすぎることから、特に多かった意見等をお伝えして説明に変えたいと考えております。まず一点修正をお願いいたします。本谷・西川内の地域計画、参考様式第5の2号を出していただけますか。そちらの2の（1）になります。農業の将来の在り

方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標の（１）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針、こちらの地域の～のほか、までを削除してください。こちらは間違いであります。申し訳ございません。

それでは１の地域農業の現状と課題というところではありますが、ここはどの地区もほぼほぼ同じ内容でございます。農業従事者の高齢化による農家戸数の減少、これに起因する荒廃農地の増加、物価高騰に伴う生産出荷資材、燃油等の価格高止まりによる収益性の低下、これに起因する経営リスクの拡大、有害鳥獣による農作物への被害拡大、自然災害の激甚化、新規就農者を含む担い手不足、この大きく５つがどの地区も現状と課題でした。

２番地域における農業の将来の在り方ですが、こちらについては、どの地区も幅広い色んな項目がでましたが、後継者や新規就農者の確保育成、集落営農や異業種からの農業参入の促進、収益性の高い品目の選定や導入、農地中間管理制度を活用した認定農業者を含む担い手への農地の集積と集約化による効率的な農業経営、農道や用排水路などの生産基盤の整備充実、家畜防疫体制の強化徹底、環境負荷の低減に配慮した持続可能な農業の推進、鳥獣被害防止柵の活用による安定的な農畜産物の安定供給、スマート農業による農作業の省力化、こういったものが将来の目標にすべきものだと意見がでました。

続いて３番農用地の効率的かつ総合的な利用目標ですが、大きく３つです。農地中間管理事業の活用による地域の認定農業者や担い手への農地の集積と集約化、ここはやはり担い手が非常に少ないので荒廃農地を減らすために、こういった農地の集積と集約化を進めていこうというような意見がでました。畜産農家との耕畜連携によるWCS等の作付推進、関係機関と連携したスマート農業の導入、この３つの目標がどの地区もでたところでもあります。この３つの目標を達成するために必要な措置ということで、農用地の集積、集約化の取組をどうするか。地域の担い手を中心に農地中間管理機構を通じた農地の集積と集約化に取り組んでいきますといった意見でした。あと農地中間管理機構の活用につきましては、農業委員等と連携しながら、担い手の経営意向を踏まえて、機構を通して農地の集積を推進していきたい。後継者不在の農地については、農地バンクに登録して新たな担い手の参入を募りたい。基盤整備事業への取組については必要に応じて基盤整備について検討していきたい。多様な経営体の確保育成については、関係機関と連携しながら地域内外から多様な担い手を確保育成していきたい、認定農業者を中心とした担い手を育てていく、市や県JAと連携して地域内外から多様な経営体を誘致するというところでございます。

５番農業支援サービス事業体への農作業委託の取組については、地域によってだいぶ幅がありましたが、必要に応じて委託を検討したい。地域内での作業受託や農業用機械の共同利用を推進していく、というような地域もございました。その他の取組につきましては、鳥獣被害対策を強化していきたい、農地を保全管理していく、多面的機能支払活動組織による活動など住民が一体となった共同活動を推進していきたい、圃場整備した農地を効率的に活用するため機械の導入を検討していきたい、有害鳥獣の捕獲人材を確保育成していきたい、用水組合や環境保全組織を中心に農地・農業用施設の維持管理に取り組みたい、という意見がでたところでもあります。

あと目標地図が入れていると思うのですが、こちらについては現在の状況について色付けされています。今後必要に応じて毎年見直していく予定でございますので、特に白で塗られている場所については、１０年後の担い手がまだ分からないといったもの、今現在荒廃農地も白地になっておりますので、この分については見直していく予定でございます。あと先程修正もありましたが、当計画の精度をあげるために、軽微な数字の修正等を行うかもしれませんが、そのあたりはご了承いただければと思います。以上です。

ありがとうございました。担当職員から説明のありました本案件について、

- 議長 御質問、御意見はございませんか。
- 18番委員 はい。18番委員です。2ページの3(5)の農作協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組とありますが、農業協同組合というのは支援センターのことでしょうか。こういう委託可能ということは、JAさんが委託事業しているのでしょうか。
- 農業畜産課 今お話しにあった、農作協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組ですが、国が示した様式どおりに書いているのですが、地域の中で農作業ができないといった場合、農作業受委託の組織がある場合にはそこに頼みますか、どうしますかという。
- 18番委員 想定ですね。
- 農業畜産課 そうです。そういった必要がある場合には委託を検討したいたとか、そういった回答をしている地区が多かったという状況になります。
- 18番委員 JA、農業協同組合はこういう受託の取組をしていないものですから、それで少し引かかったものですから。それと農業支援サービス事業体等もこれも結局ないわけですね。要するに存在していないということですね。
- 農業畜産課 はい。そういうことになります。そういう組織ができた場合は、そういったことも検討していきたい、という内容であります。
- 18番委員 分かりました。
- 議長 ほかにございませんでしょうか。
- 18番委員 もう一点ですが、その下の以下任意記載事項ということですが、鳥獣被害防止対策と保全管理等、農業施設は主にあがっていたかと思うのですが、その中で鳥獣被害対策、自然災害もちろん被害はありますが、日向市としては鳥獣被害対策ですね、これがやはり農業畜産課に意見があがっているということで、生産能力が停滞するので、担い手に影響を与えないよう、ワイヤーメッシュ等を活用しながら、農業畜産課と情報提供しながらやっていただきたいと思っております。よろしく願います。
- 農業畜産課 ありがとうございます。農林水産部内に農林水産部長を会長とした、鳥獣被害対策協議会がございます。こちらで国に対して、ワイヤーメッシュや電柵、林業水産課になりますが、捕獲の補助金あたりも国に対して要望しているところでございます。来年度もかなりの地区からワイヤーメッシュの希望がでておりますので、こちらも要望を出しているところでございます。以上です。
- 3番委員 3番委員です。ただ今の鳥獣対策ですが、私の地区の申請者が3年くらい待たされるということで、私は5年ほど前に申請したのですが、翌年に実用化できたということなんですね。あの頃に比べるとかなりの期間待たされるということで、国の予算とか県の予算とかが減っているのではないかと思うのですがどうでしょうか。
- 議長 はい。ありがとうございます。今、国の予算の配分がこちらが要望した金額どおりに交付決定がきません。どういったことかということ、ポイント制になっておりまして、こちらが今回ワイヤーメッシュを設置したことで、いくらくら

い被害が減っているのかという調査がありまして、そのポイントを計上して最終的に配分が決定するというような方法に変更になっています。そういったことも含めて、以前よりかは補助額が減っているのではないかと考えているところでもあります。ただ、補助金をもらって入札をします、入札したら残がでます。それを県が全部集めて更に第2回目の要望第3回目の要望と、県から調査が年に2～3回ほどきますので、繰り上げしながら順番に対応しているところがございます。以前がどういった方法でしていたかは分かりませんが、現在はポイント制で行っているので、補助金額が減っているということです。以上です。

ほかにございませんでしょうか。

議長

2番委員

2番委員です。坪谷地区ですね。手前の方はある程度の認定農業者や農業者の利用があるんですが、半分の奥の方はほとんど今後検討ということで見込みがたっていないところがあるのですが。見たところによると1ページの中の記載されているところが貧弱じゃないかというところがあるので、この辺りの対策はどうなのか。坪谷といえば牧水さんの里などあるので、いい利用方法は無いのかと。奥の方はほとんど真っ白なんですよ。見るとある程度区画整理はされているのに、なんで利用されないのかと。ちょっと解せないんですが、そのあたりがちょっと。地図は後で見てもらえればいいのですが。以上です。

農業畜産課

はい。今回坪谷地区の地域計画、様式5の2を見ていただくと分かるんですが、坪谷地区の一谷原、一谷・川崎、多武ノ木集落をメインで作っております。こちらを一番最初に全地域で作らないといけないのですが、今回19地区に絞った。どのように絞ったかといいますと、この地域計画は国庫事業や補助事業の条件がこの地域計画を作っていることというのが条件でありましたので、まずは施設園芸、畜産の補助事業を使える認定農家や施設園芸農家がいるところを絞って作成をしたところでもあります。そういったところで、今真っ白なところは、毎年見直しをするということですので、今後会を開いて色を付けていくということですので、この真っ白な部分については今から検討していくということがございます。来年以降ここに色付けしていくということになります。

ありがとうございます。

2番委員

議長

ほかにございませんでしょうか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第10号については、特段の意見はなしと付して意見書を提出することに決定します。ここで一旦休憩します。

事務局長

農業畜産課の担当職員は、退室をお願いします。

議長

再開します。以上をもちまして、議案の審議を終了します。続きまして、報告第5号から第10号までについて、事務局長から報告をお願いします。

最初に、報告第5号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に

## 記 録

事務局長 | ついてです。議案書26ページから28ページまでです。届出件数は2件、土地は畑3筆で面積は406㎡であります。転用目的につきましては、公衆用道路、駐車場であります。

次に、報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書29ページから35ページまでです。届出件数は9件、土地は田8筆、畑10筆で面積は5,084㎡であります。転用目的につきましては、住宅建築等であります。

次に、報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書36ページから37ページまでです。通知件数は1件、賃貸借権の合意解約であり、土地は田1筆で面積は991㎡であります。

次に、報告第8号農地改良届についてです。議案書38ページから39ページまでです。届出件数は1件、土地は田3筆で面積は2,207㎡であります。

次に、報告第9号取消願についてです。議案書40ページから41ページまでです。届出件数は1件であり、土地は畑2筆で面積は981㎡であります。以上、報告第5号から報告第9号までについて、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。

最後に、報告第10号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書42ページから43ページまでです。

令和6年12月の定例総会で可決した農地法第4条及び第5条申請2件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。以上となります。

事務局長からの報告案件について、質問、御意見はございませんか。特にな  
議長 | いようですので、報告案件を終了します。

以上を持ちまして、令和7年日向市農業委員会2月定例総会を閉会します。